

例えば、卵子提供による家族形成について⑦

～ドナーとその家族におもいを馳せる～

荒木晃子

自らの意思で

2015年5月末日、本連載テーマに関する大きな転換期を迎えた。2013年秋に就任した、特定非営利法人卵子提供登録支援団体(以下、OD-NETと略称)理事及びマッチング委員長を辞任するに至ったのである。辞任を決意する要因となった具体的な出来事を、今ここで述べることは控えたい。あえて言葉の角を取り、事実即した自分なりの辞任理由を一言でいうならば、OD-NETのいう、無償卵子提供ドナーの「登録手続き」と「医療機関への紹介」のみを目的としたサポート体制に、対人援助の概念はないと判断したためとでもいうしかない。しかし実際には、卵子ドナー登録を支援するにあたり、多くのドナー希望者に対応する中で、筆者は常々、対人援助の必要性とそれを担う専門家が不可欠であると感じる日々を過ごしていた。

確かに、設立当初は筆者が直接、又は間接的に登録を希望するドナー応募者の方々の援助に関わっていた事実がある。しかし、実際に、「応募後、諸手続きを経て、無事登録が済んだドナーと、医療施設から紹介を受けたレシピエントとをOD-NETマッチング委員会でマッチングし、組み合わせが決定した後は、そ

のドナーを医療施設に紹介する」といった一連の経過を幾度か繰り返す中で、いつしか筆者とドナーの関わりは徐々に薄れていった。OD-NET内で直接ドナーと関わる作業は、ある特定のメンバーに限定され、「マッチングに必要な基本情報」以外の情報が、最終的にOD-NET内部で共有されることはなくなってしまった。応募以降、ドナーとその家族にいかなる事態が生じて、その支援やサポートができない体制に変化したと感じざるを得なかったのだ。まるで、ドナー支援はOD-NETの役割ではなく、「卵子を提供する患者となったドナー」に対する医療施設の医療業務の一部に移行されたかのようなようであった。

筆者はいま、自戒の念を込め、在任期間を振り返る。日本初の無償卵子提供ドナー登録支援団体の設立当初から辞任まで、約2年半に渡りつとめたOD-NET理事としての責務と、20組を超える「レシピエント及び卵子提供ドナーのマッチング」に携わる会議の委員長をつとめた自己の責任は今後、形を変え、引き続き果たしてゆかねばならないと考えている。

まずはその第一歩として、OD-NET在任中、理事として、またマッチング委員長としてその役目を果たすべく微力ながら尽力するなかで見えた課題や解決すべき(と感じた)問題など

を、本紙面に書き記していくことから始めたい。これまで、生殖医療を必要とする当事者を対象に営利目的のビジネスを展開する「生殖ビジネス」に対する問題意識は、社会に提起され続けてきた。しかし、OD-NET はあくまでも非営利団体であるため、団体の活動そのものに営利目的はない。しかしながら、過去に誰も試みたことも、参考モデルやマニュアルさえ存在しない「無償卵子提供ドナーを募集し、生殖医療施設へ紹介するまでの登録手続きを支援する」活動には、設立当初から課題が山積しているであろうことは誰の目にも明らかであり、また、事実と相違なかった。

ドナーが教えてくれたこと

昨年実施した、精子・卵子提供や代理出産など、夫婦以外の第三者が関わる生殖医療に関しての意識調査(厚労省研究班,2014)の結果からは、以前と比較するとかなり国民の理解は深まりつつある(あくまでも、筆者の希望的観測)ものの、現在もその実施に強く反対する声が多いのも事実である。なかでも、現在では年齢 60 を超えた(方もおられる)精子提供で生まれた人々が、匿名の精子提供者(=遺伝上の父親)が特定できないことによりアイデンティティの確立に揺らぎを覚えるといった苦悩の声は、常に筆者の脳裏から消えることはない。しかし、彼らを含め、その実施に真面向から反対する者たちの目には、当然のことながら、精子・卵子提供者の行為が、善意、献身、貢献、人類愛など多岐にわたる思いや動機が“人を援助する”という行動にむすびついた結果だとは映りにくいであろう。同じことが、これを目にする読者の方に共通するかもしれ

ないし、果たしてそれは「一般に」という言葉に置き換えることができるかもしれない。

しかし実際に、2年半の活動期間中、筆者に届いた卵子提供を希望する女性たちの「ドナーの志望動機」には、先にあげた善意にあふれた小さな声が生かされてきたことは、まぎれもない事実である。第三者の関わる生殖医療が、提供ドナー(第三者)の存在ありきの生殖医療であるならば、まずは、提供を希望するドナー女性の声を集め、彼らに対する支援や保障ニーズに耳を傾け、更には、その家族に関する同様のサポート体制を社会で構築すべきなのではないだろうか。そして、それは、医療機関で医療者が担うべき役割でもなく、一民間団体が手探りの状況のなか、独自のルールで特定の医療施設との間でのみ契約を結び、実施すべき行為ではないとも考える。第三者の関わる生殖医療が、新たな家族形成のあり方として社会に容認されるには、その家族形成経路に即した民法の改定や、生殖医療法の整備を前提とした社会規制を含むルール作りが必須となろう。精子・卵子提供者であれ、リスクを承知で無償で提供を希望する第三者(ドナー)たちは、誕生した児が、その子を愛しみ育てたいと願う両親に愛され幸せになることを信じ、不妊当事者の家族形成の一助となればと、「提供」という行為に自らの意思で臨む/臨んだのではないのか。「生殖医療による第三者の関わり」を、そのように捉えることができる社会になることが、そこに産まれた/産まれる子どもたちの幸せになる権利を保障することにつながりはしないだろうか。人は、自分の内にある動機に基づき、自らの意思で責任ある行動を起こすとき、その人の持つ最大の力を発揮できるとの前提で、筆者は常々人を援助することを心掛けている。

最新の動向

2013年1月から始まった国内初の「無償卵子提供ドナーを募る支援活動」の中で届いた様々な当事者の声は、これまでも多領域の学術会議等でお話しする機会をいただき、各々の講演の中でご紹介させていただいた経緯がある。特に、自民党政務調査会生殖補助医療に関するプロジェクトチーム(座長 古川俊治参議院議員)へ、4つの当事者団体と共に手渡した、『特定生殖補助医療に関する法案』制定に向けた要望書に記載した要望3案件には、一法人の存続如何に留まらない「第三者提供型生殖補助医療の法案制定に関する重要な項目」が記載されている。さらに、筆者が日本学術会議法学委員会生殖補助医療と法分科会(第22期・第3回 2013.10.20)で、OD-NETの総意として報告した活動報告及び、現状の課題と問題、他にも、科研費研究会『多層化する家族と法の全体構造に関する実証的比較法研究』「A2 ユニット 親子の自然と社会性」グループ研究会(2015.3.19)で報告した内容の内、筆者が研究者として抽出するに至った課題や問題等のそれぞれに、今後も更なる分析と考察を加え、そこに見解を添えて今後記述していきたいと考える。なお、記述内容は、過去にシンポジウム、学術会議、研究会など専門家を対象とした報告会や講演など、また、報道やインターネット上で知り得た出典の確かな公開情報に基づくものであり、OD-NETの活動で知り得た卵子提供ドナーやレシピエントの個人情報には含まない。あくまでも、過去に筆者の研究活動及び経験から知り得た、もしくは、個人的に関わりのあるレシピ

エントや卵子提供ドナー、また不妊当事者カップルに了解を得た内容である旨、ここに書き記すこととする。

法整備はどこまで進んでいるか

2015年7月27日、NPO法人OD-NETは、卵子提供ドナーの募集開始から約2年半を経た現時点での状況を記者会見で公表した。その内容は、過去に筆者がマッチング委員長をつとめ成立した「レシピエントと卵子提供ドナーのマッチング」の内、2名のドナーに対して採卵が実施され、それぞれマッチング対象であるレシピエントの夫精子との体外受精に成功。作製し凍結した複数の受精卵(胚盤胞)は年内にもレシピエントの子宮に移植するというものであった(2015.7.27 毎日新聞夕刊)。この春、筆者がその情報の詳細を知って以降、その公開日まで、胸中に渦巻く悶々とした、どこか後ろめたい思いが少しは薄らいでいく感をかすかに覚えた(筆者は、個人情報や守秘義務情報以外のNPO情報は、可能な限り公開し、社会に還元すべきとの考えが前提にある)ものの、その発表内容に、現在までに表出した、また今後、新たに生ずるであろう課題や問題が提示されてはいなかった。つまり、今回のOD-NETの発表は、無償卵子提供ドナーによる生殖医療現場の進捗状況の現状報告に留まるのであって、(忌憚ない意見をゆるされるのであれば)医療現場からの報告と誤解されかねないのではないかと感じ残念に思う。OD-NETは、地方自治体の認可を受けた特定非営利活動団体であるため、提携する医療機関や、OD-NETの採用するガイドラインを作成する営利団体とは、どこかで一線を画す必要

もあろう。

果たして、(国内外を含め)過去に誰も経験したことの無い、無償卵子提供ドナーの登録を支援する活動に於いて、何一つ問題なく、トラブルも起きていないと考える人間がどれほど存在するだろう。OD-NETの先の会見では、夫婦間以外の体外受精には賛否両論あるが、望む夫婦は沢山いる。無償で卵子提供するボランティアのためにも早急な法整備を求めたい(2015.7.27 毎日新聞夕刊)とあるが、ボランティア(ドナー)の身体的リスク以外に、具体的にどのような法整備が必要かを明確に語ることはなかった。身体的リスクに対する保障とは、万が一の医療事故等に対する医療保障というのであろうが、それはあくまでも卵子提供を実施するための医学的処置が前提のものであって、ドナー夫婦関係の調整や、ドナーの子どもたちに“卵子提供の事実をどう伝えるか”等、ドナーとその家族への援助内容は含まれていない。OD-NETの活動目的である「卵子提供ドナーの登録を支援する」とは、実際、どのような支援が行われているのであろうか。ちなみに、OD-NET内に当事者は不在で、医師と弁護士を除き、人を支援するための対人援助スキルを体得した専門家や、ドナー支援及び心理的サポートに特化したスキルをもったメンバーも存在しない。また、**卵子を必要とするターナー当事者の家族が代表をつとめるも、当事者の「家族」は、当事者「本人」ではありえず、その心中の苦悩の性質が異なるのは心理学的に周知の事実である。例えば、不妊当事者女性本人は、自らが抱える病・障がい・運命を苦しむが、その母親は、娘をそのように産み、結果、苦しむ娘を(見るのが)辛い・悲しい・不憫と感ずるのであって、それは母である自分の苦しみである。残念ながら、現状**

OD-NETでは、ドナーの援助は、医療現場に任せるしか術のない体制、もしくは、医療現場に任せることを目的とした体制をもつと考えざるを得ない。

現在凍結中の、ドナー卵子とレシピエントの夫精子で作製された受精卵は、(おそらく)レシピエントの子宮に着床したのち胎児として成長し、やがて新生児となり、来春には国内初の「第三者による無償提供卵子で赤ちゃんが生まれる」という事実となって新たな人生がスタートするだろう。さらに、実施医療施設内では今も、残る8組が卵子提供に向けたカウンセリング等の手続きが進行中であるという。現状で、このまま、今後も同様に卵子提供による出産が続くとするならば、そこに誕生した児とその家族の、また、無償卵子提供ドナーとその家族のそれぞれの個人情報、医療施設や医学領域のみで管理せざるを得ないだろう。つまりは、医療者による支援以外のサポートは望めず、レシピエントとドナー双方の家族に将来起きる(であろう)、卵子提供にまつわる様々な出来事には、その情報を保管するOD-NETとその関係施設が対応せざるを得ない事態になりかねないのである。

2015年8月現在、国内には、第三者からの卵子提供により誕生した児の幸福を保障する法整備も、第三者提供型生殖補助医療によって子どもが産まれることを前提にした法整備も制定されてはいない。その社会に、子ども達は生まれてくることになることを、筆者はいま、肝に銘じている。

(次号に続く)